資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://itc-ip.com/notification/index.html

平成二十三年十二月二十一日

東京都港区北青山二丁目一一番三号

ＩＴＣインベストメント・パートナーズ株式会社　代表取締役　大林　政昭

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百万円減少し二百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年十一月三十日

掲載頁　八十八頁（号外第二五六号）

平成二十三年十二月二十一日

福岡県太宰府市梅香苑二丁目六番一五号

株式会社アティス

代表取締役　紀井　英次

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五億五千五百万円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十三年十二月九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年十一月二十五日

掲載頁　九十三頁（号外第二五二号）

平成二十三年十二月二十一日

愛知県岡崎市薮田一丁目八番地三スクエアファースト岡崎二〇一

大川株式会社

代表取締役　大川　博美

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四〇、二五九、三〇二円、利益準備金の額を一〇、〇六四、八二五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年八月二十四日

掲載頁　五十七頁（号外第一八四号）

平成二十三年十二月二十一日

東京都港区北青山二丁目五番一号

ＩＦＡ株式会社

代表取締役　田村　典之

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年一月十六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十三年十二月二十一日

東京都港区赤坂四丁目一五番一号

株式会社ベクトル

代表取締役　西江　肇司

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年一月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年十二月二十一日

岩手県和賀郡西和賀町沢内貝沢第三地割六四七番地一

株式会社銀河高原ビール

代表取締役　横川　一雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年一月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年十二月二十一日

東京都港区赤坂四丁目一五番一号

株式会社ベクトル

代表取締役　西江　肇司

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年一月三十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年十二月二十一日

兵庫県伊丹市北伊丹七丁目一〇五番地

貝塚フェルト株式会社

代表取締役　篠﨑　豊一

株式交換につき株券等提出公告

当社は、東日本ハウス株式会社（住所岩手県盛岡市長田町二番二〇号）を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年一月二十八日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年十二月二十一日

岩手県和賀郡西和賀町沢内貝沢第三地割六四七番地一

株式会社銀河高原ビール

代表取締役　横山　一雄

限定承認公告

本籍名古屋市南区豊三丁目二番、最後の住所岐阜県岐阜市須賀二丁目六番一三号

被相続人　亡　岡本　和彦

右被相続人は平成二十三年十月四日死亡し、その相続人は平成二十三年十二月七日岐阜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十一日

名古屋市南区笠寺町字市場七番地の五

相続財産管理人　岡本　和春

限定承認公告

本籍滋賀県守山市石田町二四番地の八、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　馬場　久夫

右被相続人は平成二十三年十月二十八日死亡し、その相続人は平成二十三年十二月十二日大津家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十一日

滋賀県守山市石田町二四番地の八

限定承認者　馬場　銀子

限定承認公告

本籍京都府京都市伏見区向島下之町八二八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　勝見　正道

右被相続人は平成二十三年六月五日死亡し、その相続人は平成二十三年十一月三十日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十一日

京都府京都市中京区両替町通夷川上ル松竹町一二九番地田中彰寿法律事務所

相続財産管理人弁護士　田中　彰寿

代理人弁護士　田中　彰寿

同　弁護士　大塚千華子

事業の一部の譲渡の公告

当銀行は、平成二十三年十二月九日付け稟議決裁におきまして、金融庁長官の認可を受けることを条件として、左記のとおり、当銀行の事業の一部を譲渡することを決定いたしましたので、この事業の一部の譲渡に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

以上、銀行法第三十五条第一項の規定により公告します。

記

一、譲渡の対象　ネパール送金業務

一、譲渡の相手方　東京都港区六本木一丁目六番一号　ＳＢＩレミット株式会社

平成二十三年十二月二十一日

東京都千代田区丸の内一丁目六番一号

丸の内センタービル

イタウ・ウニバンコ・エッセ・アー

東京支店長　蕪木　義廣

取消公告

平成二十三年一月六日（号外第三号）掲載の第六期決算公告（枠組）は取消します。

平成二十三年十二月二十一日

東京都文京区本郷七丁目三番一号東京大学本郷キャンパス内東京大学アントレプレナープラザ七階

株式会社ユーグレナ

代表取締役　出雲　充

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十二月二十一日付第二七六号
政府調達第二三九号一二八

号八〇ページ●同日付第二七七号九六ページ●同日付
ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）